

# 昇格（昇段・昇級） 考試技術審査について！（原文抜粋） **防具は今回は使用しない**

「単独動作」の確認を主体とした審査形式とする

審査要領は従来の審査方法をベースとし、審査用紙も通常の審査用紙で対応する

1 **単独で行う科目（基礎、基本動作など）は通常通りの審査を行う**  
⇒ 運歩、受身、移動攻防などは間隔が狭くならないように実施前後も含めて配慮する

2 **相対科目（法形、単演相対、組演武など）について**  
実技審査を単独の動作（法形は2メートル以上間隔を開けた相対の状態から開始する）により実施する

① 移動攻防技（相対）  
指定された動作を **単独（守者動作）** で行い審査する。

② 単演基本法形相対  
（天地拳第一系・第二系、龍王拳第一系、義和拳第一系の相対が対象）  
**攻者、守者の両方の動きをそれぞれ単独で行い審査**する  
⇒ 両方の動作を総合的に評価する

## 昇格（昇段・昇級） 考試技術審査についてII（原文抜粋） **防具は今回は使用しない**

2

### ③法形

考試員が抽出した剛法、柔法各5技を**守者、攻者が2メートル以上間隔を開けた状態**から、攻者による攻撃動作に対して行われる**守者の動作**により審査する

- i) 受験者の人数によっては考試員が攻者の動作を行っても良い
- ii) **攻者の動作は守者に触れない形で必要な攻撃**のみを行い、守者の反撃に対する攻者の動作（受けや受身、連反攻など）は行わない
- iii) 審査科目の抽出について、守者が攻者から離れて動作を行うことを念頭に、明確に守者の動作が確認できるように配慮する
- iv) 考試員は、受験者に守者動作のスピードを落とさせるとともに、構成される各部分の動作を大きくするように指示する
- v) 審査にあたっては枝葉末節ではなく、技の成立条件を意識した審査、採点による評価を行う
- vi) 相対の攻防としての理解度を必要に応じて確認する

※少年部1～8級、一般4～6級は審査要目に定められている法形科目（少年部は剛法、柔法）を守者、攻者が2メートル以上間を開けた状態から、攻者による攻撃動作に対して行われる守者の動作により審査する

## 昇格（昇段・昇級） 考試技術審査についてⅢ（原文抜粋） **防具は今回は使用しない**

2

### ④組演武

**すべての構成**を指定された順番に従って**単独での守者動作で行わせ、審査する**

i) **受験者が一人ずつ、単独での守者動作を行う**

（大会の単独演武と同様に攻者無しの単演形式で行う）

ii) **考試員による「（１）（３）（５）」構成の守者、「（２）（４）（６）」構成の守者の指定を行わない**

（受験者は**「全ての構成」の守者動作**を行う）

iii) 結手、始まり・終わりの合掌礼、残心も含めて、開始から終了まで途中で止めない

iv) 単演基本法形相対が指定されている構成は通常の単演基本法形を行う

v) 守者動作は科目表「昇格考試実施要目」の「※守者は～を行う」も含めた内容を行う

vi) 相対の攻防としての理解度を必要に応じて確認する

### ⑤運用法

年齢にかかわらず実施しない